

理事長 殿

内監発 第22号

平成18年2月13日

監査室長 保谷 美苗



総括監査報告書

標記の件、下記の通りご報告申し上げます。

1. 被監査部名

資金管理センター

2. 監査実施期間

平成17年10月11日(火)～平成17年12月28日(水)

3. 監査の対象

1) 対象期間 平成17年4月1日～平成17年9月30日(平成17年度上半期)

2) 対象範囲

イ. 法令、寄附行為他当財団諸規程等遵守

ロ. 会計処理

ハ. 不正・業務ミス防止体制

4. 監査項目 下記法令・諸規程等に規定された事項の遵守及び会計処理状況

1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律及び関連施行令・施行規則

2) 寄附行為

3) 業務規程及び同細則

4) 再資源化預託金等および資金管理料金(両方を合わせ以下「預託金等」)の收受、運用、
払渡・支払・返還等

5) 承認・認可済特定再資源化預託金等特別会計

6) 再資源化預託金等特別会計及び資金管理料金特別会計の資金繰り管理状況及び月次
進捗状況

7) 会計規程及び会計事項一般

8) 旅費規程

9) 調達規程

10) 情報公開規程、調達規程、稟議・決裁規程

11) システム関係

12) 資金管理法印取扱要領及びマニュアル

13) 前回の内部監査で指摘した事項のフォローアップ

5. 監査責任者兼担当者 保谷 監査室長

写)

・藤代監事、小島監事

・中谷専務理事、齊藤事務局長、中村理事、国安部長

監査結果

I. 監査の結果把握された確認点及び問題点と所見及び提言

1. 不正や重大な業務ミスに繋がると思われる問題点は把握されず、また発見されなかった。
2. 自動車リサイクルが本格施行されてから4ヶ月目～9ヶ月目を対象とし、この6ヶ月間で約2千万台弱に上る多くの台数について約1,850億円が預託されたが、会計を初めとする諸業務は繁忙を極めた状態から安定状態への移行時であったと言え、業務の効率と共に内部管理・統制の確立を図りつつあることが窺われた。
しかしながら、尚 新たないくつかの問題点・改善が必要と思われる点及び前回指摘の未達事項(次頁 II. 2. 参照)があり、その所見及び提言と共に下記します。

1) 経過勘定

未収入金や未払金等の経過勘定に一部未解析部分がある。これの解決に必要なシステム及び陣容の手当を検討し、また経過勘定を一元的に管理できる様にすべき。

2) 支払の事後チェック

会計関係で、支払(銀行振込、口座間振替等を含む。)伝票の事前チェック及び承認は、まだ印漏れが散見されるものの、適切に行われている。しかし、支払完了の銀行等の事後通知には、債券購入に関する送金を除いて、検印する仕組みとなっていない。支払全てについて実務担当者以外による事後チェックが必要。

3) 自治体引取車両

自治体の引取車両に関する預託金等未収入金のうち、長期未回収のものあり、自治体と言えども早期回収を図るべき。

4) 返金、取消、補填等

返金及び会計処理を必要とする取消(マニフェスト取消や預託取消)・補填・自動車製造業者等のリサイクル料金の修正依頼に関し、当初想定外の事象も含めグループ間連携等の業務取り回し方法の確立が必要。返金・取消等の管理未整備が未収入金等の経過勘定の解析を難しくしている大きな一因と思われる。

5) 旅費規程

旅費規程に基づく出張命令書がない場合がある。出張命令(目的)の無い出張はあってはならず、出張先での事故等を想定すると出張命令は「Must」である。尚、旅費規程の部職員への周知・徹底が必要。

6) 稟議・決裁規程

稟議書について、採番間違・グループリーダー印漏・付帯意見が満たされていない(満たされていたとしても事跡がない)等、不備なものがある。決裁済分の見直しを含め、稟議・決裁規程の遵守徹底が必要。

7) 資金管理法入印

資金管理法入印の作成、管理・利用手続について、見直しの上 管理・使用法を改定し、再稟議をとる必要がある。

8) 会計システムのパスワード管理

会計システム(FB、ANSER、SPC・セブンイレブン・郵便局経由の入金情報取得インターネット等)のパスワードが変更されたことがなく、パスワード変更や漏洩防止等の管理を行う必要がある。

II. 前回監査の重要問題点の措置状況

1. 措置・対応がとられた事項

1) コンタクトセンターの管理体制

コンタクトセンターからの定期的報告書を閲覧し、また月1度打合せを行っていることなど聴取し、適切な管理体制を確認した。

2) 情報公開規程に基づく公開

再資源化預託金等の運用方針、運用計画及び運用実績がホームページに公開されていることを閲覧により確認した。

3) 預託金等の運用

最良執行及び格付の検証が毎日行われていることを、検証資料を実査し確認した。

4) 運用債券の業者別発注比率

運用債券の業者別発注比率が、今平成17年度分から四半期毎に資金管理業務諮問委員会に報告されていることを、同委員会に出席し、また議事録を閲覧し、確認した。

5) 調達規程

入札及び業者選定に関する稟議書及び経緯書が策定されていることを実査確認した。

2. 措置・対応がとられたがまだ不十分ないし未完の事項

1) 職務権限

資金管理センターの部長代理及びグループリーダーの具体的な職務権限の策定・文書化が必要。

2) 資金管理システムのバグ

新車購入時預託金等の額及びこれに関する委託手数料、SPC・セブンイレブン及び郵便局経由の預託金等徴収に関する郵便局経由で後日払う委託手数料、フロン券充当に関する請求額等についてなおシステムバグが発生しており、これらの手直しが必要。

3) ファイリング

ファイリングは基本ルールが策定された。ただし、会計伝票・証憑類のファイルを中心に改善する必要がある。

4) マニュアル

業務マニュアルは、カバーする業務及び深度にバラツキがあるので、部全体業務をカバーした体系だったものとし、又各グループ間の連携業務に漏れがないものを策定する必要がある。

5) 預託金等の運用グループ陣容

資金管理業務諮問委員会資料記載分の陣容を満たしていないグループがある。

(資金運用グループ 2 → 1、財務計画グループ 2 → 1)

6) 認定解体自動車全部利用者のリサイクルシステム内への登録確認

どういう形で情報をもらうかでASRチームと交渉中なるも、迅速さが必要。

以上